

平成30年4月23日

建設業者等各位

弘前市経営戦略部法務契約課

「弘前市建設工事下請負の適正化に関する施工体制点検要領」の一部改正について

平成30年3月29日付「平成30年度の入札・契約制度について」でお知らせしておりました社会保険等未加入業者との一次下請契約の禁止に関連して「弘前市建設工事下請負の適正化に関する施工体制点検要領」（以下「要領」）を一部改正しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

改正内容に十分ご留意の上、制度開始後の取扱いに遺漏がないようお願いいたします。

## 記

### 1 改正内容

#### (1) 報告書の添付書類に一次下請契約に係る見積書の写し追加（要領第11条、様式第1号関係）

一次下請契約に係る見積書（法定福利費を内訳明示したもの）の徴取にあたっては、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」（平成27年5月26日 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>）を参照し、適切に作成されているか十分留意の上、徴するようにしてください。

#### (2) 下請理由の記載に社会保険未加入建設業者が一次下請負人となっているものを追加（要領第10条、様式第1号関係）

適用除外を除く社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した場合、当該業者と一次下請契約を締結しなければ施工が困難となる場合その他特別な事情を報告書へ記載しなければなりません。なお、この場合は、市が指定した日から概ね30日以内に、当該業者が社会保険等の加入の届出を行った事実を確認できる書類を提出しなければなりません。

#### (3) 実施時期（要領附則（経過措置））

平成30年7月1日以後に指名通知又は入札公告する建設工事から適用します。

### 2 改正後の要領

市ホームページ：市政情報＞入札・契約＞入札契約制度関係＞弘前市建設工事下請負の適正化に関する施工体制点検要領（平成30年4月1日～）PDF データを参照ください。

※改正後に使用する各様式については、平成30年7月1日以降に市ホームページの様式集にも掲載する予定です。

担当：法務契約課契約係